

上越市選挙管理委員会告示 第 40 号

令和 6 年 4 月 21 日執行の上越市議会議員一般選挙における期日前投票所の投票管理者職務代理者については、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 48 条の 2 の規定により読み替えて適用される同法第 37 条第 2 項及び公職選挙法施行令（昭和 25 年政令第 89 号）第 24 条第 1 項の規定により次のとおり選任者を変更した。

令和 6 年 4 月 18 日

上越市選挙管理委員会
委員長 澤 海 雄 一

1 期日前投票所の投票管理者職務代理者の変更

別紙のとおり